

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 次に掲げる条件に適合するものであって、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）</p> <p>〔1〕(13) 略〕</p> <p>(14) タイヤ空気圧モニタリングシステム（設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定するタイヤ空気圧モニタリングシステムをいう。）又はキーレスエントリーシステム（同号ロに規定するキーレスエントリーシステムをいう。）であつて、四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>〔三〕十一 略〕</p>	<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔1〕(13) 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔三〕十一 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（無線設備規則の一部改正）

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>(特定小電力無線局の無線設備)</p> <p>第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>【一〇四 略】</p> <p>五 四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>【イ 略】</p> <p>ロ 四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下の周波数の電波を使用するタイヤ空気圧モニタリングシステム(タイヤ空気圧の監視等を目的として、主として自動車に開設する無線局の無線設備をいう。)又はキーレスエントリーシステム(主として自動車の操作及び管理の用に供する無線通信(データ伝送に限る。))を行う無線局の無線設備をいう。)は、それぞれ一の筐体に収められており、かつ、空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。</p> <p>ハ・ニ 【略】</p> <p>ホ 国際輸送用データ伝送設備及び国際輸送用データ制御設備は、総務大臣が別に告示する方法により表示がされていること。</p> <p>【六〇十五 略】</p> <p>別表第三号(第七条関係)</p> <p>【1～22 略】</p> <p>23 312MHzを超え315.25MHz以下又は433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>【(1) 略】</p> <p>(2) 433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用するもの(第49条の14第5号イに規定するものに限る。)</p> <p>【表 略】</p> <p>【注 略】</p> <p>③ 433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数の電波を使用するもの(第49条の14第5号ロに規定するものに限る。)</p> <table border="1" data-bbox="205 288 304 1070"> <tr> <td>周波数帯</td> <td>不要発射の強度の許容値</td> </tr> <tr> <td>1GHz以下(433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数を除く。)</td> <td>任意の100kHz幅で250nW以下</td> </tr> </table>	周波数帯	不要発射の強度の許容値	1GHz以下(433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数を除く。)	任意の100kHz幅で250nW以下	<p>(特定小電力無線局の無線設備)</p> <p>第四十九条の十四 【同上】</p> <p>【一〇四 同上】</p> <p>五 【同上】</p> <p>【イ 同上】</p> <p>【新設】</p> <p>ロ・ハ 【同上】</p> <p>ニ 総務大臣が別に告示する方法により表示がされていること。</p> <p>【六〇十五 同上】</p> <p>別表第三号(第七条関係)</p> <p>【1～22 同左】</p> <p>23 【同左】</p> <p>【(1) 同左】</p> <p>(2) 433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>【表 同左】</p> <p>【注 同左】</p> <p>【新設】</p>
周波数帯	不要発射の強度の許容値				
1GHz以下(433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数を除く。)	任意の100kHz幅で250nW以下				

1 GHzを超えるもの	任意の1 MHz幅で1 μ W以下	
注 不要放射の強度の許容値は、等価等方輻射電力の値とする。		
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>〔1・2〕 略</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p> <p>〔表略〕</p> <p>注</p> <p>〔154 略〕</p> <p>5 三一二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下（設備規則第四十九号の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局を除く。）、四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下（設備規則第四十九号の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局に限る。）、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下若しくは二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下、五七GHzを超え六六GHz以下（設備規則第四十九号の十四第四号に規定する特定小電力無線局を除く。）、六〇GHzを超え六一GHz以下（設備規則第四十九号の十四第四号に規定する特定小電力無線局に限る。）又は七六GHzを超え七七GHz以下若しくは七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。</p> <p>〔6523 略〕</p> <p>〔イ・ウ 略〕</p> <p>〔一・三 略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>別表第一号 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔1・2〕 同上</p> <p>(3) 〔同上〕</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 〔同上〕</p> <p>〔表同上〕</p> <p>注</p> <p>〔154 同上〕</p> <p>5 三一二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下若しくは二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下、五七GHzを超え六六GHz以下（設備規則第四十九号の十四第四号に規定する特定小電力無線局を除く。）、六〇GHzを超え六一GHz以下（設備規則第四十九号の十四第四号に規定する特定小電力無線局に限る。）又は七六GHzを超え七七GHz以下若しくは七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。</p> <p>〔6523 同上〕</p> <p>〔イ・ウ 同上〕</p> <p>〔一・三 同上〕</p>
--	--

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

第 2 周波数割当表

第 2 周波数割当表

[1~7 略]

[1~7 同左]

周波数割当表

周波数割当表

[第 1 表 略]

[第 1 表 同左]

第 2 表 27.5MHz-10000MHz

第 2 表 27.5MHz-10000MHz

[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	432-438 J82	アマチュア J34 移動 J84	国際輸送用データ伝送用並びにタイヤ空気圧モニタリ ングシステム用及びキーレ スエントリシステム用とし 、国際輸送用データ伝送用 の割当ては別表 9-4 に、 タイヤ空気圧モニタリ ングシステム用及びキーレ スエントリシステム用の割当て は別表 9-14 による。
[略]	[略]	無線標定	
[略]	地球探査衛星 (能動) J83	公共業務用 一般業務用	
[略]	[略]	[略]	[略]

[同左]	国内分配 (KHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	432-438 J82	アマチュア J34 移動 J84	国際輸送用データ伝送用と し、割当ては別表 9-4 に よる。
[同左]	[同左]	無線標定	
[同左]	地球探査衛星 (能動) J83	公共業務用 一般業務用	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[第 3 表 略]

[第 3 表 同左]

[国内周波数分配の脚注 略]

[国内周波数分配の脚注 同左]

[別表 1-1~別表 9-13 略]

[別表 1-1~別表 9-13 同左]

別表 9-14 タイヤ空気圧モニタリングシステム用及びキーレスエントリシステム用特定小電力無線局の周波数表

無線局の周波数表

433.92MHz

[別表 10-1~別表 11-3 略]

[別表 10-1~別表 11-3 同左]

[国際周波数分配の脚注 略]

[国際周波数分配の脚注 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記せらる。

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前						
<p>特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。</p> <p>「一〇十三 略」</p> <p>十四 用 タイヤ空気圧モニタリングシステム用及びキーレスエントリーシステム</p> <table border="1" data-bbox="1034 197 1168 1108"> <tr> <td data-bbox="1129 197 1168 443">周波数</td> <td data-bbox="1129 443 1168 896">空中線電力</td> <td data-bbox="1129 896 1168 1108">備考</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 197 1129 443">四三三・九二MHz</td> <td data-bbox="1034 443 1129 896">一ミリワット以下</td> <td data-bbox="1034 896 1129 1108">単向通信方式、 複信方式</td> </tr> </table>	周波数	空中線電力	備考	四三三・九二MHz	一ミリワット以下	単向通信方式、 複信方式	<p>「同上」</p> <p>「一〇十三 同上」</p> <p>「新設」</p>
周波数	空中線電力	備考					
四三三・九二MHz	一ミリワット以下	単向通信方式、 複信方式					
<p>注 空中線電力は、等価等方輻射電力の値とする。</p> <p>備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>							

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔一 略〕</p> <p>二 送信時間制限装置は、次のとおりであること。</p> <p>1 送信時間制限装置（四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下）設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定するものに限る。）・九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下及び五七GHzを超え六四GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十二号に規定するものに限る。）の周波数の電波を使用する無線設備のものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内はその放射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔注 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定するものに限る。）の送信時間制限装置は、一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下であること。また、周期的な送信を行うものにあつては、電波を放射してから一秒以内にその電波の放射を停止し、かつ、一ミリ秒の送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。</p> <p>〔三〇七 略〕</p>	<p>〔一 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>1 送信時間制限装置（九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下及び五七GHzを超え六四GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十二号に規定するものに限る。）の周波数の電波を使用する無線設備のものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内はその放射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔注 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔三〇七 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

項目	項目
<p>次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。</p>	<p>[同左]</p>
<p>特定小電力無線局の無線設備</p>	<p>特定小電力無線局の無線設備</p>
<p>占有周波数帯幅の許容値</p>	<p>占有周波数帯幅の許容値</p>
<p>【略】</p> <p>九 433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用する国際輸送用データ伝送用の無線設備</p> <p>1 国際輸送用データ伝送設備（設備規則第49条の14第5号イに規定するものをいう。）</p> <p>2 国際輸送用データ制御設備（同号イに規定するものという。）</p> <p>九の二 433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第49条の14第5号ロに規定するものに限る。）</p> <p>【略】</p>	<p>【同左】</p> <p>九 433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用する国際輸送用データ伝送用の無線設備</p> <p>1 国際輸送用データ伝送設備（設備規則第49条の14第5号イに規定するものをいう。）</p> <p>2 国際輸送用データ制御設備（同号イに規定するものという。）</p> <p>【同左】</p>
<p>【注 略】</p>	<p>【注 同左】</p>

備考 表中の「」の記号は注記による。

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>[1 略]</p> <p>2 特定小電力無線局</p>		<p>[1 同左]</p> <p>2 [同左]</p>	
周波数	指定周波数帯	周波数	指定周波数帯
[略]	[略]	[同左]	[同左]
433.92MHz	433.67MHzから434.17MHzまで (注1) 433.795MHzから434.045MHzまで (注2)	433.92MHz	433.67MHzから434.17MHzまで
[略]	[略]	[同左]	[同左]
60.5GHz	60.0GHzから61.0GHzまで (注3) 57.0GHzから64.0GHzまで (注4)	60.5GHz	60.0GHzから61.0GHzまで (注1) 57.0GHzから64.0GHzまで (注2)
61.5GHz	57.0GHzから66.0GHzまで (注4)	61.5GHz	57.0GHzから66.0GHzまで (注2)
[略]	[略]	[同左]	[同左]
<p>注1 設備規則第四十九条の十四第五号イに規定する特定小電力無線局に限る。</p> <p>注2 設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局に限る。</p> <p>注3・注4 [略]</p> <p>[3～6 略]</p>		<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>注1・注2 [同左]</p> <p>[3～6 同左]</p>	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第五号ホ及び同条第十一号ニの規定に基づき、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び一〇・五MHzを超え一〇・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る表示の方法を次のように定める。

なお、平成十八年総務省告示第六百五十七号（四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び一〇・五MHzを超え一〇・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る表示の方法を定める件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

一 四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第四十九条の十四第五号イに規定する特定小電力無線局の無線設備に限る。）は、筐かご体の見やすい箇所と。に、当該無線設備は国際輸送に係る場合においてのみ電波の発射が可能である旨が付されていること。

二 一〇・五MHzを超え一〇・五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備は、筐体の見やすい箇所に、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨が付されていること。